

久米南町立久米南中学校 いじめ問題対策基本方針

令和7年4月

いじめに関する現状と課題
本校におけるいじめの認知件数は、年間数件で推移している。近年の傾向として、スマートフォンなどの情報機器を介したトラブルが時期を問わず発生している。所有率等の実態把握は行っているが、使用の詳細について把握することは難しい。 現在、担任や学年を中心に生徒の様子を見守り、生徒指導主事を核としていじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、教職員の共通理解のもとに、学校をあげた組織的な取組を行う必要がある。いじめの早期発見や適切な対処のための全教職員による研修の充実や、生徒会を中心とした、生徒の主体的な取組も推進していきたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
・学校として組織的な取組を推進するため、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決するため、次のとおり「いじめ対策委員会」をもつ。 ・スマートフォン等情報機器の利用実態調査を行い、その結果をもとに研修会等を計画し、情報モラル教育の推進を図る。 ・生徒会活動の充実を図り、いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進める。 ・誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 ・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、生徒の実態把握に努め、教育相談体制の充実を図る。 ＜重点となる取組＞ ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中を利用して実施する。 ・「いじめについて考える週間」において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。 ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての生徒に対して情報モラルに関する授業を計画的に実施する。

保 護 者 ・ 地 域 と の 連 携	学 校	関 係 機 関 等 と の 連 携			
＜連携の内容＞ ・学校基本方針をPTA総会で説明し、いじめ問題への取組について保護者の理解を得る。 ・PTA研修会や地区別懇談会等を活用し、いじめ問題についての情報提供や意見交換、協議の場を設定して取組の改善に生かす。 ・学校評議員等の協力を得て、地域の方々と連携し、情報提供を得て校外での様子を把握することで、いじめの早期発見に努める。 ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方について、保護者を対象にした研修会実施する。 ・学校だよりやホームページで、いじめ問題等の相談窓口や校内での教育相談の実施を紹介し、その活用を促す。	<table><tr><th>い じ め 対 策 委 員 会</th></tr><tr><td> ＜対策委員会の役割＞ ・基本方針に基づく取組の実施・検証・修正 ・相談窓口・発生事案への対応 ＜対策委員会の開催時期＞ ・年3回開催（各学期に1回） ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞ ・直後の職員会議の場で全教職員へ周知 ・緊急の場合は朝の連絡会等で伝達 ＜構成メンバー＞ 【校内】 校長、教頭、教務、生徒指導主事、特支Co.、養護教諭 他 【校外】 Sカウンセラー、PTA会長、学校評議員、SSW 他 </td></tr><tr><th>全 教 職 員</th></tr></table>	い じ め 対 策 委 員 会	＜対策委員会の役割＞ ・基本方針に基づく取組の実施・検証・修正 ・相談窓口・発生事案への対応 ＜対策委員会の開催時期＞ ・年3回開催（各学期に1回） ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞ ・直後の職員会議の場で全教職員へ周知 ・緊急の場合は朝の連絡会等で伝達 ＜構成メンバー＞ 【校内】 校長、教頭、教務、生徒指導主事、特支Co.、養護教諭 他 【校外】 Sカウンセラー、PTA会長、学校評議員、SSW 他	全 教 職 員	＜連携機関名1＞ ・久米南町教育委員会（岡山県教育委員会） ＜連携の内容＞ ・ネットパトロールによる監視 ・生徒保護者支援のための専門家の派遣 ・対応方針についての相談 ＜学校側の窓口＞ ・教頭 ＜連携機関名2＞ ・美咲警察署 ＜連携の内容＞ ・非行防止教室の実施 ・薬物乱用防止教室の実施 ・事件として扱われる場合の連携 ＜学校側の窓口＞ ・教頭 ・生徒指導主事
い じ め 対 策 委 員 会					
＜対策委員会の役割＞ ・基本方針に基づく取組の実施・検証・修正 ・相談窓口・発生事案への対応 ＜対策委員会の開催時期＞ ・年3回開催（各学期に1回） ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞ ・直後の職員会議の場で全教職員へ周知 ・緊急の場合は朝の連絡会等で伝達 ＜構成メンバー＞ 【校内】 校長、教頭、教務、生徒指導主事、特支Co.、養護教諭 他 【校外】 Sカウンセラー、PTA会長、学校評議員、SSW 他					
全 教 職 員					

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① いじめの防止	＜教員研修＞ ・教職員の研修として、総合教育センター等から講師を招聘し、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 ＜生徒会活動＞ ・いじめについて考える週間に、生徒会を中心として、いじめ防止の意識を高めるための取組（川柳を作る等）を進める。 ＜居場所づくり＞ ・日頃の授業や行事等において、誰もが活躍できる機会や場を設定し、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 ＜情報モラル教育＞ ・技術や学活、総合において、情報機器の利便性とともに情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための授業を行う。 ・兵庫県立大学ソーシャルメディア研究会と連携し、外部講師による情報モラル授業を行う。 ・道徳の授業のなかで、関連づけて行う。
② 早期発見	＜実態把握＞ ・生徒の実態調査アンケートを毎月実施し、年2回の教育相談を行うことで生徒の生活の様子を把握し、いじめの早期発見を図る。 ・生活ノート等を活用し人間関係の把握に努める。 ＜相談体制の確立＞ ・教育相談担当の教員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを中心とした相談体制を、生徒・保護者に周知する。 ＜情報共有＞ ・全教員がきめ細かく声かけを行い、生徒の変化を見逃さず、生徒がいつでもいじめを訴えたり相談したりできるような体制を整える。 ＜家庭への啓発＞ ・家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを配付し、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。 ・警察署の方と連携を取り、啓発を行う。
③ いじめへの対処	＜いじめの有無の確認＞ ・生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認する。 ＜いじめへの組織的対応の検討＞ ・いじめへの組織的な対応を行うため、いじめ対策委員会を開催する。 ＜いじめられた生徒への支援＞ ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 ＜いじめた生徒への指導＞ ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等が非常に大きいことをじっくりと指導する。 ・当該生徒の周囲の環境や人間関係など、背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう継続して指導する。